

「臨床ME専門認定士」登録更新のご案内

日本生体医工学会、日本医療機器学会
臨床ME専門認定士合同認定委員会

日本生体医工学会、日本医療機器学会の臨床ME専門認定士合同認定委員会で認定され、登録された臨床ME専門認定士は、認定後5年ごとに一定の条件のもと登録更新を行うことになっています。これに該当する時期に至った臨床ME専門認定士の方で登録更新をご希望の場合は、下記要領に従って手続きを行ってください。

1. 臨床ME専門認定士登録更新の条件

- a) 認定期限年度を迎える臨床ME専門認定士であること（注1）
- b) 現在有効な医療従事者の免許を有していること
- c) 医療機関、医療関係の教育・行政関連機関もしくは医療関連企業で、ME機器に関連する業務、又はその教育に従事していること（注2）
- d) 「臨床ME専門認定士認定更新に必要な点数取得基準」（別紙）に則って、認定期間中に60点以上を取得したことを証明する書類を有していること（注3）

（注1）認定期限が切れた場合の更新手続きについては猶予期間措置による更新が可能です。

詳細はホームページをご参照いただくか、事務局までお問い合わせください。

（注2）複数の医療関連機関での実務又は教育に従事した場合は、これを積算することができます。

この場合、それぞれの機関における実務（又は教育）従事証明書が必要となります。

（注3）認定期間中に1度は更新講習会（30点）を受講する必要があります。

2. 臨床ME専門認定士登録更新申請要領

1) 登録更新に必要な書類

- a) 臨床ME専門認定士登録更新申請書（写真貼付）
- b) 登録更新料振込金受取書の写し
- c) 認定期間中の実務（又は教育）従事証明書（注4）
- d) 認定期間中の活動概要書
- e) 臨床ME専門認定士登録更新のための取得点数申告書
- f) 上記を証明する書類（整理番号を付記すること）

（上記、a、c、d、eの書式は事務局のホームページに掲載されていますので、ダウンロードして、パソコン等を使って作成してもかまいません）

（注4）必要な実務（又は教育）従事証明書の年数は認定期間分とします。原則5年ですが、猶予措置により認定期間が差し引かれた場合は、実際の認定期間分でもかまいません。

また、離職に伴う就職活動等により、認定期間のうち通算180日を超える空白期間が生じた場合は、1年間の認定猶予期間が発生します。

2) 送付先および問合せ先

〒113-0033 東京都文京区本郷1-28-21 第二荒井ビル4階

臨床ME専門認定士合同認定委員会事務局

TEL : 03-3813-5521

URL : <https://megijutu.jp>

Email : meinfo@megijutu.jp

3) 登録更新料の振込み

郵便局備え付けの振込取扱票を用いて、郵便局にて登録料 5,000 円を振り込んでください。

(振込先)

郵便振替口座番号： 00130-4-604383

加入者名：公益社団法人 日本生体医工学会

4) 認定更新について

申請手続き締切日 2026年12月11日(金)

登録更新日 2027年 4月 1日(木)

*更新認定証(カード)の発送は、理事会承認手続きの関係上 2027年4月下旬 になります。
予めご了承ください。

5) 登録内容変更について

改名および住所、勤務先等が変更になった場合は、ホームページ (<https://megijutu.jp/index.html>) から所定フォーマットをダウンロードし、所要事項を記載のうえ速やかに変更申請を行ってください。変更されませんと、次回更新等の事務局からの連絡ができなくなることがあります。